

資料をご寄贈くださる皆様へ

この度は、ご寄贈いただき誠に有り難うございます。ご寄贈資料は、当館の寄贈基準に基づき選書受入をさせていただいています。そのため、基準と異なる資料に関しましてはせっかくのご芳志ではございますが、受入れができない場合もございます。このような場合、リサイクルもしくは廃棄処理させていただく事になります。

また、一旦寄贈していただいた資料のお返しはできませんので図書館へご一任くださいますようお願いいたします。なお、出張受取り等も行っておりませんのでご了承下さい。

【 当館において寄贈資料として受け入れできない資料 】

※宜野座村、郷土関係資料は必ずしも下記に該当しません。

- ①文学書、児童書絵本以外で、出版されて5年以上経過した資料
- ②汚破損資料(記名、シール添付、変色、ライン引き等含む)
- ③逐次刊行物(新聞雑誌等)
- ④著作権の都合上、図書館に所蔵不可の視聴覚資料
- ⑤当館の収集方針からはずれている資料(例:学校教材、問題集、試験用参考書など)
- ⑥すでに所蔵がある資料(複本)
- ⑦その他、館長が不相当と認める資料